

■ DV

DV=ドメスティック・バイオレンスは配偶者からの暴力です。

配偶者からの暴力

配偶者とは ・男性、女性を問いません。
・婚姻関係にある夫婦だけではなく、内縁・同性関係にある場合も含まれます。
・離婚後に引き続き暴力を受ける場合や、内縁・同棲関係を解消した場合も含まれます。

暴力とは ・身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。
※保護命令は、身体的暴力及び生命・身体に対する脅迫が対象です。

■一人で悩んでいませんか？

DV等の被害は、一人で解決できるものではありません。

行為がエスカレートすると、生命や身体に大きな被害を受けるおそれもあります。

また、あなただけではなく、あなたの家族や親しい関係にある人にも被害が及ぶ場合があります。

一人で悩まず被害が深刻になる前に警察署にご相談ください。

■相談に対する警察の対応

あなたを守ることを最優先に考えます。

- 被害届を受理し、加害者を検挙し処罰することが可能です。
- 「保護命令」や関係機関ができる対応、身を守る方法等についてご説明します。
- 危害を受けないよう、援助、防犯指導します。

あなたを守るための対策を行います。



■保護命令

保護命令とは、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の申立てにより、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、地方裁判所が配偶者に対して発する命令のことです。

◇接近禁止命令（期間6か月）

配偶者が被害者の身辺につきまったり、住居・勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

一定の要件により、同居する未成年の子どもや、被害者の親族等も対象となります。

◇電話等禁止命令（被害者への接近禁止命令と併せて）

配偶者が被害者に対し、次のいずれの行為をすることも禁止します。

- （1）面会の要求
- （2）行動を監視していると告げる行為
- （3）著しく粗野・乱暴な言動
- （4）無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール
- （5）夜間の電話・ファクシミリ・電子メール
- （6）汚物・動物の死体等の送付
- （7）名誉を害する事項の告知等
- （8）性的羞恥心を害する事項の告知等。

◇退去命令（期間2か月）

配偶者に、被害者とともに暮らす住居からの退去を命じます。